

和歌山県立医科大学図書館規程

制 定 平成10年9月1日和医大規程第8号

最終改正 令和3年3月29日和医大規程第130号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館の名称及び位置)

第2条 本学に置かれる図書館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館	和歌山市紀三井寺811番地の1
和歌山県立医科大学図書館三葛館	和歌山市三葛580番地
和歌山県立医科大学図書館伏虎館	和歌山市七番丁25番1

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用できる者は、本学の教職員等、大学院生等、学部学生等とする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者で特に図書館長（以下「館長」という。）の許可を得た者は、その許可の範囲内で図書館を利用することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 館長は、蔵書点検その他特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項各号に掲げる休館日のほか、臨時に休館することができる。

3 館長は、特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、第1項各号に掲げる休館日であっても、臨時に開館することができる。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、紀三井寺館にあつては、月曜日から金曜日までは午前9時から午後10時まで、土曜日は午前10時から午後5時までとし、三葛館及び伏虎館にあつては、午前9時から午後10時まで（夏期及び春期休業期間は午前9時から午後5時30分まで、土曜日は午前10時から午後5時まで）とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第6条 図書館を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと
- (3) 館内秩序を乱し、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと
- (4) その他係員の指示に従うこと

(館内閲覧)

第7条 図書館内においては、貴重図書を除くすべての図書を自由に閲覧することができる。

2 貴重図書の閲覧をしようとするときは、館長の許可を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 貸出を受けた図書は、いかなるときにも転貸してはならない。

(図書の返却)

第9条 貸出を受けた図書は、必ず期限内に返却しなければならない。ただし、教職員、学生等が退職、卒業、その他の理由により本学に在職または在籍しなくなったときは、期限内であっても直ちに返却しなければならない。

(貸出期間中の返還要求)

第10条 館長は、貸出中の図書について必要があると認めたときは、いつでもこれを返却させることができる。

(弁償の責任)

第11条 利用者が図書等を破損し、又は亡失したときは、現品をもって弁償しなければならない。ただし、現品により弁償しがたいときは、館長の指定する金額をもって弁償しなければならない。

(利用の停止等)

第12条 館長は、図書館の利用に関する諸規程に反する者及びその他図書館の利用について著しく不都合な行為のあった者に対し、図書館の利用を制限又は禁止することができる。

(図書等の寄贈又は寄託)

第13条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委員会)

第14条 図書館の企画及び運用等に関する重要な事項を審議するため、図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、館長は、学長の承認を得て図書館の利用について必要な事項を定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年9月1日から施行する。
(和歌山県立医科大学附属図書館規程の廃止)
- 2 和歌山県立医科大学附属図書館規程（昭和46年7月20日和医大規程第7号）は、廃止する。

附 則（昭和12年6月1日和医大規程第2号）

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。